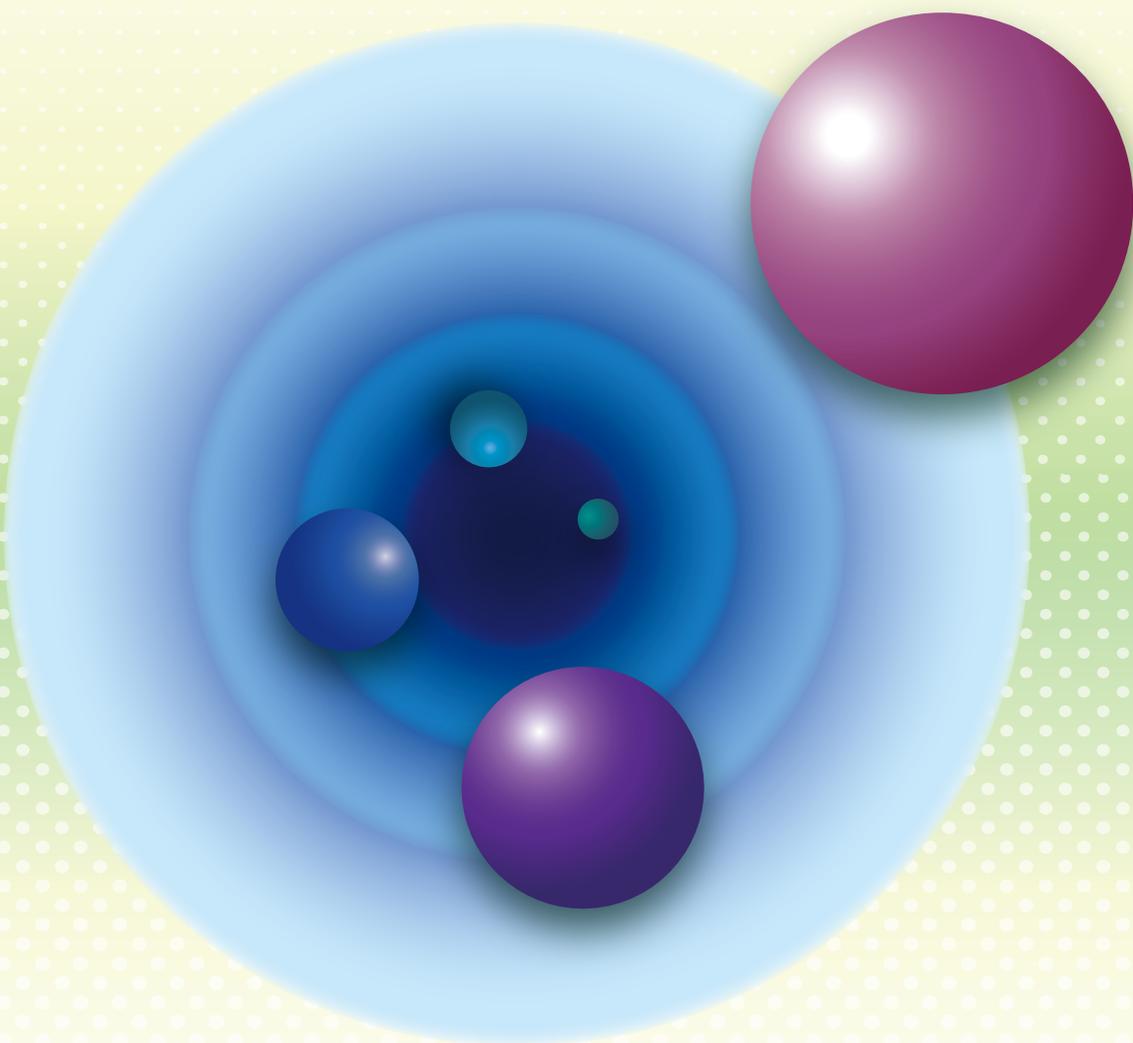


税理士が陥りやすい 相続対策の落とし穴

—「争族」防止・納税資金・税額軽減・納税申告—

著 山本 和義 (税理士)



新日本法規

【9】 自社株の大半を子へ生前贈与し、会社の代表を譲り一役員へと退いたが、その後の親子関係の悪化により、役員を辞任することになった場合

A社の創業者である父は、自社株が最も低くなったと思われるタイミングで後継者の長男へ大半の自社株を生前贈与し、代表者も長男と交代し、取締役会長としてA社に残ることとしました。

しかし、その後、親子関係が悪化し、父は株主総会で役員を降りなければならぬことになりました。

このような事態が少しでも懸念される場合には、どのように対応しておけばよかったですでしょうか。

●落とし穴

相談事例の場合、長男が大半の株式を所有することになれば、株主総会において役員人事も長男の意思によって決めることができる。そのため、株主総会において、役員任期満了に伴う改選で父は取締役を辞任せざるを得ないことも起こり得る。



○対応策

株式会社（全株式譲渡制限会社に限る。）又は合同会社の場合には、所有株式数と議決権数は、定款の定めによって異なる取扱いとすることができるので、父は株式を贈与する前に定款を変更し、父が保有する株式については、1株に対し多くの議決権を与えることとし、議決権の過半数をキープしておくようにする。

解説

株式会社では、株主が保有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない（会社109①）。そして、株主は、その持株数に応じて、議決権を行使し（会社308①）、配当を受け取り（会社454③）、会社が解散するときには残余財産の分配を受ける（会社504③）のが原則です。

しかし、全株式譲渡制限会社に限っては、株主平等原則の例外が認められています（会社109②）。そのため、会社法108条に規定する種類株式（無議決権株式など）を発行することなく、特定の株主に対して議決権を多く与えたりすることができます。

属人的な定めとして、具体的には以下のような定めが可能です。

- ① 剰余金の配当について
 - ・持株数にかかわらず、全員同額にする。
 - ・一株主が受ける剰余金の配当額に上限を設ける。
 - ・特定の株主には配当を行わない。
- ② 残余財産の分配について
 - ・特定の資産について、特定の株主に分配する。
- ③ 株主総会における議決権について
 - ・持株数にかかわらず、全株主の議決権数を同じにする（頭数議決権）。
 - ・特定の株主の所有株式について、一株複数議決権を認める。
 - ・未成年者の株主の議決権を認めない。
- ④ その他について
 - ・取締役の資格を一定数以上の株式を保有する株主に限る。

＜種類株式と属人的株式の差異＞

	対象となる会社	設定内容	定款	登記	権利の帰属
種類株式	公開会社でも発行可能な種類株式がある	株式の権利内容に差異を設定	記載要	必要	株式に帰属 (株式が異動すれば権利も異動する。)
属人的株式	非公開会社（全ての株式について譲渡制限のある会社）だけが規定することができる	特定の株主について属人的な取扱いを設定	記載要	不要	人に帰属 (株式が異動しても権利は異動しない。)

そこで、株主総会における議決権行使について、特定の株主に多く議決権を付与する定款に変更した場合の議決権数を【設 例】で確認します。

【設 例】

父が100%（発行済株式数100株）所有する会社の株式を、属人的定めによって、「父及び母が所有する株式について、1株当たり100個の議決権を有する」ものとした上で、母へ1株、長男へ98株を生前贈与することとする。

株主	所有株式数		議決権数		
	贈与前	贈与後	贈与前	贈与後	父死亡後 (長男が株式を相続)
父	100株	1株	10000個	100個	-
母	-	1株	-	100個	100個
長男	-	98株	-	98個	99個
合計	100株	100株	10000個	298個	199個

所有株式の大半は、長男へ贈与によって移転していますが、議決権は父及び母で過半数を有することとなりますので、長男に対する牽制になります。

以上のことから、業務の執行については、定款で特定の社員に対して過半数の議決権を付与する旨などを規定すれば、出資口数にかかわらず、特定の社員に決定権を与えることができます。

なお、合同会社の社員は、(定款に別段の定めがある場合を除き) 持分会社の業務を執行し(会社590①)、社員が2名以上いるときは、(定款に別段の定めがある場合を除き) 当該業務を社員の過半数をもって決定します(会社590②)。

業務執行社員を定款で定めた場合は、合同会社の業務は、(定款に別段の定めがある場合を除き) 業務執行社員の過半数をもって決定します(会社591①)。

<法人設立登記の件数(平成26年～令和元年)>

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
株式会社	86639	88803	90405	91379	86993	87871
合名会社	93	119	93	104	87	48
合資会社	104	93	58	58	52	47
合同会社	19808	22223	23787	27270	29076	30566
一般社団法人	6226	5574	6075	6442	6001	6110
一般財団法人	1553	344	324	344	328	281

(出典:「登記統計」19-00-16ほか(法務省))

【17】 都心のタワーマンション取得による相続税対策を行う場合

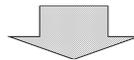
地方に在住している私が所有する宅地等の価額と、都心のタワーマンションの敷地の価額を比較すると、10倍以上もタワーマンションの敷地の相続税評価額が高い物件も散見されます。そのタワーマンションを取得し、貸付の用に供していれば、その敷地は「貸付事業用宅地等」として小規模宅地等の特例の適用も受けることができ、相続税対策に大変大きな効果が期待できると聞きました。

タワーマンション取得による相続税対策について教えてください。

●落とし穴

都心のタワーマンションは、一般的に時価と相続税評価額の乖離が大きく、その評価差額によって相続税が軽減される。また、貸付の用に供していれば、家屋は「貸家」として、その敷地は「貸家建付地」として評価され、さらに「貸付事業用宅地等」として200㎡までの部分について通常の評価額から50%減額を受けることもできることから、相当額の相続税の軽減につながる。

しかし、租税回避のみを目的としたタワーマンションの取得については、財産評価基本通達6において、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」としていて、税務上の否認事例が多発しているため、注意が必要である。

**○対応策**

タワーマンション取得による相続税対策が否認されている主な事例の否認理由の背景には、以下のような共通点が見られる。

- ・取得日と相続開始日が近い。
- ・相続開始後すぐに譲渡している。
- ・利用する意思が見られない。
- ・明らかに節税目的と推測される。

以上のことから、タワーマンションを取得し、相続税評価

額によって申告する場合には、最低限、以下のような対応が求められる。

- ① マンションの取得目的を明確にし、目的に従った利用をしておく（節税目的だけではないことを明確にしておく）。
- ② 相続税の税務調査は、申告してから約1年経過後に実施されると思われることから、税務署と無用のトラブルを回避するために税務調査が終了するまで利用し、かつ、保有し続ける。

解 説

1 財産評価基本通達による時価と小規模宅地等の特例の適用関係

財産評価基本通達1によると、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日をいう。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」としています。

家屋の価額は、その家屋の固定資産税評価額に「1.0」を乗じて計算した金額によって評価するとしています（評基通89）。その家屋が貸付の用に供されている場合には、「貸家」として借家権を控除した金額で評価されます（評基通93）。

敷地については、路線価地域に所在する場合には、路線価によって評価され、家屋が貸付の用に供されていれば、「貸家建付地」として評価することになります（評基通26）。

なお、相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業に限ります。）の用に供されていた宅地等のうち、その相続の開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等は、原則として小規模宅地等の特例の適用を受けることができません。

しかし、相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等であっても、相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業（貸付事業のうち準事業以外のものをいいます。）を行っていた被相続人等のその特定貸付事業の用に供された宅地等については、小規模宅地等の特例の適用を受けることができます（措法69の4③四、措令40の2⑦⑱）。

2 タワーマンション取得による相続税対策が否認された判決等

タワーマンション取得による相続税対策が否認された判決等は、以下のようなものです。

① 最高裁平成5年10月28日判決（税資199・670）

被相続人が相続開始直前に借り入れた資金で不動産を購入し、相続開始直後にその不動産が、相続人によってやはり当時の市場価格で他に売却され、その売却金によって借入金が返済されているため、相続の前後を通じて、事柄の実質を見ると、その不動産がいわば一種の商品のような形で一時的に相続人及び被相続人の所有に帰属することとなったにすぎないとも考えられるような場合についても、画一的に財産評価基本通達に基づいてその不動産の価額を評価すべきものとする、他方で、そのような取引の経過から客観的に明らかになっているその不動産の市場における現実の交換価格によってその価額を評価した場合に比べて、相続税の課税価格に著しい差を生じ、実質的な租税負担の公平という観点からして、看過し難い事態を招来することとなる場合があるものというべきであり、そのような場合には、財産評価基本通達によらないことが相当と認められる特別の事情がある場合に該当するものとして、その相続不動産を市場における現実の交換価格によって評価することが許されるとするのが相当であると判示しました。

② 平成23年7月1日裁決（東裁（諸）平23-1）

相続開始1か月前に売買契約を締結し、2週間前に所有権移転登記をしたマンションの価額について、相続税評価額（約5800万円）ではなく、取得価額（2億9300万円）で評価するのが相当であるとして、納税者の相続税の申告を否認しました。

本件マンションは、①被相続人の本件マンション取得時（平成19年8月）と相続開始時が近接していること、②被相続人の本件マンションの取得時の金額が2億9300万円であること、③請求人から本件マンションを取得したAが売却を依頼した時点（平成20年7月及び同年8月）の媒介価額は、3億1500万円であること、④本件マンションの近傍におけるBの基準地の価格は、相続開始日の前後においてほぼ横ばいであること等を参酌すると、相続開始時における本件マンションの時価は、取得価額とほぼ同等と考えられるから、本件マンションは2億9300万円と評価するのが相当であるとされました。

以上のことから、財産評価基本通達の定めによらず、他の合理的な方法による評価が許されるものと解するのが相当である、としています。

- ③ 平成29年5月23日裁決（裁事107・101）、東京地裁令和元年8月27日判決（控訴）（金判1583・40）、東京高裁令和2年6月24日判決（金判1600・36）

＜事案の概要＞

1. 被相続人は、平成24年6月に死亡
2. 平成21年1月に甲不動産8.3億円を銀行借入金6.3億円と自己資金によって取得
3. 平成21年12月に乙不動産を銀行借入金3.7億円と自己資金等によって取得
4. 平成25年3月に乙不動産を5.1億円で譲渡

＜課税庁の主張＞

被相続人及び請求人らによる本件各不動産の取得から借入れまでの一連の行為により、被相続人の相続開始日における財産の価額を減少させ、併せて、債務を増加させたものであり、その結果として、相続税額が全く算出されていないなどの理由から、財産評価基本通達に定める評価方法を形式的に適用することによって、実質的な租税負担の公平が著しく害されることとなることは明らかであるから、本件各不動産には財産評価基本通達に定める評価方法によらないことが相当と認められる特別の事情がある。

＜審判所：裁決＞

高齢な被相続人による本件各不動産の取得の主な目的は、通常の投資ではなく相続税の負担軽減にあったと認められ（銀行の貸付けの際の稟議書もそれを裏付ける内容）、他の納税者との間の実質的な租税負担の公平を著しく害し、富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという相続税の目的に反するとして納税者敗訴と裁決しました。

＜東京地裁：判決＞

相続税法22条にいう「時価」について、財産評価基本通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかである特別の事情がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるとし、納税者の敗訴としました。

＜東京高裁：判決＞

財産評価基本通達の定める評価方法以外の方法によって評価した価額を当該財産の時価とすることについて、それがどのような場合であるかについて通達等によってあらかじめ示されていなかったからといって、租税法律主義に違反するものとは解されず、本件処分行政庁において、国税庁長官の指示に関し、手続上の違法があったとも認められないところ、原判決は相当であるとして、本件控訴を棄却しました。

【56】 相続税の税務調査において、相続人名義となっている株式について被相続人の財産として認定される場合

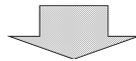
亡くなった父の相続税の税務調査で、相続人名義となっている上場株式と、父が創業した会社の非上場株式等について、父の財産と認定され、修正申告をすることになりました。

相続税の税務調査で、名義株式として認定されないようにするには、どのようにしておけばよかったですでしょうか。

●落とし穴

相談事例の場合、上場株式については、父と同じ証券会社で、父任せで投資運用をしていて、相続人はその内容について知らなかった場合は名義株式と判定される。

また、父が創業した会社の非上場株式等についても、贈与があったことを立証することができなかった場合は、同様に父の財産と認定される。



○対応策

株式の名義人が真の所有者であるか否かの判定においては、贈与税の申告や配当金の所得税の申告だけをもって、名義人の株式と主張しても認められないこともある。そのため、その株式の取得の原資を名義人が出捐していること及び管理処分権は名義人にあることなどの資料を整備しておくなければならない。

解説

名義株式については、名義預金と同様に、管理処分権やその原資は誰であったのがポイントとなります。

(1) 上場株式の場合

上場株式については、被相続人と相続人等が同じ証券会社で、同じ銘柄の株式等を被相続人や相続人等が同日に購入し、また、その株式を被相続人と一緒に、同日に売

却するなど、被相続人と相続人等が同じ日に行っていることは不自然な取引と思われるます。

また、保有する株式の銘柄も、被相続人と相続人等が同じ銘柄である場合も不自然と考えられます。相続人等に対して、保有する株式の銘柄の会社は何をしている会社で、また債券であれば、どのような商品でその特長は何かなどについて質問をすると、明確な回答が得られないことも少なくありません。元本保証でない投資であれば投資商品の内容については慎重に吟味することが常識であると思います。それにもかかわらず相続人等が保有している株式の会社が何をしているのか等を知らないことは不自然で、ゆえに被相続人の財産ではないかと調査官は推測することになります。

証券会社では、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づき本人以外の者が取引を行う場合には、事前に証券会社所定の「代理人届」などを提出してもらい、本人以外の指示による取引が行われています。このこともその株式がいったい誰の財産であるのかの判定を難しくしています。

(2) 非上場株式等の場合

非上場株式等については、法人税法において同族会社の判定を行う場合の法人税申告書別表2(同族会社等の判定に関する明細書)に記載している株主の名義をもってその株主の所有者とする主張も少なくありません。しかし、その株主名簿は、法人税法上同族会社等に該当するか否かについて、納税者が申告納税方式によって申告したものであって、名義人=真の所有者とは限らないとするのが税務署の主張です。

また、配当金について所得税の確定申告を行っていたとしても、そのことのみをもって配当金を受領した株主が真の株主であることの立証にはなりません。これは、①源泉徴収税額等の還付について定めた所得税法138条1項は、確定申告書に所要事項の記載があるときは申告者に還付する旨規定するのみであって、所得の帰属を課税庁が認定した上で還付するといったことは法律上予定されていないこと、②実務上も課税庁は還付に際し必ずしも所得の帰属認定をしていないことなどから、還付の事実のみをもって真の株主が誰であるか判断されるものではないと考えられるからです。

株式の利益配当は、当然に株式名義人に対して支払われるもので、名義人の銀行口座に配当金が振り込まれているからといって、名義人が株式の実質的な所有者であるということではできません。さらに、配当所得の申告をしてきたことも、そのことのみをもってその株式が名義人に帰属することの理由とはならない、とする裁判例もあります(大阪地判平11・7・16税資244・101)。

そのため、配当金について、その名義人が所得税の申告をしたからといって、そのことをもって名義人の株式であると早合点することは禁物です。

やはり、出資した当時にその出資をするだけの資力があつたか否か、株主として権利行使をしている実態（株主総会への出席や議決権の行使など）はあるのか、などを中心に判定することになります。

【参考判例】 大阪地判平11・7・16税資244・101

（要 旨）

株式の配当金は株式の名義人（相続人）に対して支払われるものであるから、相続人名義の株式の配当金が相続人名義の預金口座に振り込まれ、その株式の配当金について名義人が所得税の申告をしてきたからといって、そのことが直ちにその株式等がその名義人に帰属することを決定づけるものではない。



新日本法規